

令和 8 年度 第 4 回三重地方最低賃金審議会
議事要旨

開催日時 開催場所	令和 8 年 8 月 21 日（金） 10 時 00 分～10 時 40 分 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席 5 名 欠席 0 名 労働者代表委員 出席 5 名 欠席 0 名 使用者代表委員 出席 5 名 欠席 0 名
主要議題	（１）三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について （２）特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申） （３）特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問） （４）特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について （５）その他（今後の審議日程）
議事要旨	1 令和 8 年 8 月 5 日付け三重地方最低賃金審議会の答申（時間額 1,143 円、発効日令和 8 年 10 月 1 日）に関する異議申出が 2 労働組合及び 1 使用者からあったことから、局長から会長に対し審議会の意見を求める諮問を行った。 労働者側は、異議申出の内容について、最低賃金額は労働者の生活実態や地域間格差の是正の観点から不十分であるとの内容は、審議の中で主張してきたことと共通する。一方で、労使及び公益委員による協議の結果として答申が取りまとめられており、再審議の必要はない、との考えを示した。 使用者側も、答申は労使双方が真摯な協議を重ねた結果であり、その内容を尊重すべきである。その上で、これまでの審議経過を踏まえれば、改めて審議を行う必要はない、との考えを示した。 審議の結果、異議申出について、令和 8 年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当であるとの結論になり、会長から局長に答申された。 2 電線・ケーブル製造業及び輸送用機械器具製造業については、令和 8 年 8 月 7 日付け小委員会報告により、特定（産業別）最低賃金の改正決定を必要と認めることとなったことを受け、全会一致で改正決定の必要性有りと決議され、答申された。 また、一般機械器具製造業及び電気機械器具製造業については、同小委員会報告により、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性はないと決定し、答申された。 3 電線・ケーブル製造業及び輸送用機械器具製造業に係る特定（産業別）最低賃金の改正決定の調査審議について、局長から会長に諮問を行った。 4 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会及び三重県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を設置することとなった。最低賃金専門部会委員の推薦公示は、本審議会終了後に公示することとする。 5 事務局から、第 1 回特定（産業別）最低賃金専門部会を令和 8 年 9 月 18 日 10 時から開催する予定であることが説明された。